

「児童労働」撤廃に欠かせない “子ども主体”の力

～ 学生たちの提言を通しての一考察

中 神 洋 子

はじめに

‘Convention on the Rights of the Child’ 通称『子どもの権利条約』が 1989 年の国際連合総会で採択されて、2009 年の 11 月で 20 年という節目の年が過ぎようとしている。子どもが権利行使の“主体”とした枠組みは、締結当時は実に画期的であり、子どもにとってもすばらしいことであった。子どもが単に“保護され、守られる存在”という従来の大人目線の考え方からの脱却を土台としたこの条約が、果たしてその意図する新しい子ども観への理解を得ているのか、もしそうであれば、どのように、そしてどれ程子どもたちにプラスの効果をもたらしてきたのかなど、その検証が総括的になされる時期を迎えたといえよう。

筆者自身は、この条約の持つ基本的な理念は、子どもたちにはもちろんのこと、一般の大人にすら充分に認識されていない、或いは過小評価されているという思いを抱いている。未だに、“権利”という言葉に嫌悪感を抱く人は多いし、ましてや子どもに権利などもっての外、発達途上の子どもを主体にすれば、收拾がつかなくなり、親の権威も衰退するといった考え方には、広く密かに支持されているようだ。

筆者は、1998 年から 2009 年にわたる過去 12 年間、『子どもの権利条約』

締結前後に誕生し、best interests（最善の利益）を享受する主体として様々な権利について学びながら成長したはずの若者たち⁽¹⁾と共に学ぶ機会を得た。世界の子どもたちを取り巻く多様な国際社会的、政治的、福祉的問題を彼らと議論してきた中で気がついたのは、この条約自体の存在や詳しい内容を知らなかったり、意見表明権や表現の自由を含め、自らが権利の主体として子ども時代を過したのかを認識していなかったりする学生が少なくないということである。

確かに、1990年の国連の「子どもサミット」を初め、子どもが参加して主体的に発言し、為政者や世間一般の大人たちに向けて具体的で新鮮で、真摯なメッセージや提言を行うといった機会は格段に増えた。こうした様々な国際機関や政府などが、非政府組織（以下NGOと記す）と協力して行われる会議や催しなどには、一握りの選ばれた子どもたちが出席することが多い。もちろん彼らの高い問題意識や強い意志、行動力には、将来への明るい未来を感じる。しかし一方では、世界の大多数の子どもたちが、20年を経た今も、自分たちの味方となる様々な権利の存在を知らない。貧しく、教育を受ける機会を奪われた子どもはもちろんだが、日本のように経済的に豊かな国の子たちですら、この条約の中に流れる高い理想と高邁な精神を明確に理解していないようだ。

本稿では、同朋大学で筆者が担当している講義で扱うテーマのひとつ、「児童労働」を例に取り上げた。子どもの成長に有害で苛酷な労働は、今や国際的な社会問題になっている。この労働の廃絶にむけてどのような取り組みが必要なのかを本学の学生たちに考えてもらい、彼らの提案をまとめてみた。背景にある問題の分析や解決策提案に至るまでのプロセスを通して、彼らの子どもの権利に関する考え方を探ってみたいと考えたからである。子どもが権利行使の主体という考え方方が、どれだけ広がっているのかを考える試金石としても興味があった。本学の学生とは、1998～2009年の12年間に、著者が同朋大学で教鞭をとっている「国際社会福祉論」

の受講生や演習の学生たち、述べ約1,200人である（以下学生、もしくは学生たちと記す）。

まず児童労働とは何かを含め、その実態や背景を概観した後、その廃絶や禁止にむけての学生たちの提案を紹介し、子どもの持つ可能性や主体性を引き出していくことの意義などを考察していきたい。

本稿では児童と子どもを同意義で使用し、その年齢は明記しない限り、『子どもの権利条約』⁽²⁾の第1条に規定している18歳未満とする。

1章：「児童労働」の実態と背景

1. 児童労働とは何か

学生たちに「児童労働」に対するイメージを尋ねると、きつい、汚い、危険、低賃金、貧しい子など、マイナスのものが多い。「児童労働」は、そんなに悪いものなのかという挑発的な質問をすると、戸惑いの顔さえ見せる。文字通りに考えれば、子どもが働くことは、彼らの成長にとって重要な要素のひとつであり、一般的には問題ではない。歴史的にみても、工業化社会の到来以前には、町でも農村でも子どもが働き、実践を通して知識や技術を身に付けることは当然のこととして考えられてきた。子どもたちも労働を通して社会との繋がりや社会の構成員としての自覚や喜びを感じ、周りの人々に必要とされていることに満足感すら覚えていた。しかし、産業革命以降に労働環境や労働に関する考え方方が急速に変化し、子どもの労働者も急増する。彼らを長時間働かせることに対して、特に欧米社会では19世紀半ば頃から批判的な声が高まっていったのである。19世紀末頃には、子どもは労働よりも教育に専念すべきという考え方方が強くなり、20世紀初頭には国際労働機関（以下ILOと記す）による雇用年齢に関する条約も採択された。その後次第に整備されるようになった子どもの権利に関する条約にも、児童労働を規制する文言が織り込まれていく。（表1

表1 児童労働廃止に関連した主な出来事

- 1833 イギリスが9歳以下の子どもの労働を禁止。9歳以上の者にも制限を加える。
- 1866 第1回国際労働会議が、国際的な児童労働（禁止）キャンペーンを呼びかける。
- 1870 イギリスで義務教育制度が発足する。
- 1919 ILOが創立される。第1回ILO総会で、工業における雇用最低年齢に関する条約を採択。
- 1924 『子どもの権利宣言（ジュネーブ宣言）』が国際連盟にて採択される。
- 1948 『世界人権宣言』が国際連合で採択される。
- 1956 奴隸、奴隸貿易制度、および奴隸に等しい慣行の廃止に関する補足条約が国連で採択。
- 1959 『子どもの権利宣言』が国連で採択される。
- 1973 『就業最低年齢に関する条約（138号）』が、ILO総会で採択。
- 1979 国連国際児童年。児童労働の漸進的廃止と過渡期的措置に関する決議を、ILO総会で採択。
- 1989 『子どもの権利条約』が国連で採択される。
- 1991 児童労働廃止国際プログラム（IPEC）を、ILOが発足。
- 1992 児童労働による搾取の廃絶のための行動プログラムを、国連人権委員会が採択。
児童労働制止法（15歳未満の子どもを使い製造された製品の輸入禁止を柱としたもの）が、米国議会に提出される。（通称：ハーキン法案）
- 1995 MOU（ユニセフ、ILO、バングラデシュ衣料品製造業・輸出業協会三者による、働く子どもたちの将来を考えての合意書）の締結。
- 1996 ネパールの児童労働者たちによる「子ども大行進」（アジア諸国のNGOらが中心になっての企画）。
- 1998 「児童労働に反対するグローバル・マーチ（世界行進）」：6月2日には、働く子どもたちが、ILO第86回総会開会式会場へ参加（107カ国のNGOや1,400の団体の支援を受け、8万キロの行程を経て）。
- 1999 ILO第87回総会にて、『最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（第182号）』と勧告（第190号）を採択。

出所：ETUC (European Trade Union Committee) Child Labour in Europe, 1994
を基にした初岡昌一郎『児童労働』p. 5を参考に、筆者加筆

参照)

しかし、児童労働の明確な定義や捉え方が統一されているかといえば、そうでもない。子どもが家の中の仕事を手伝ったり、幼い子どもの面倒を見ることも含め家事全般に従事したり、家族が行っている農作業や商売などの補助をしたりする“仕事”と、家庭の外で、賃金を得ることを目的にして働き、家族や自分自身を支える“労働”とに分けて考える者もいる。ILOは、前者を児童労働として重点的には考えていないが、国際連合児童基金（以下ユニセフと記す）は、前者の“家庭内の仕事”的場合でも、もしそれが、例えば教育や余暇の機会を奪っていたり、苛酷で危険な労働環境にあるものならば、児童労働の対象になると捕らえている。

更に、ILOは、例えばストリートでの子どもたちの仕事を児童労働の範疇には含めず、従って統計にも彼らの数は反映させていないなど、僅かずつ見解の相違がある。現在では、『子どもの権利条約』の第32条で謳っている、「……教育の妨げとなり又は……健康もしくは、身体的、精神的、道徳的、もしくは社会的な発達上有害となるおそれのある労働」といった考え方方が、広く一般的になりつつある。

とはいっても、「児童労働」が、子どものあらゆる人権を剥奪する厳しく過酷なものとして国際的な“社会問題”になり、広く取りざたされるようになったのは、1990年代後半頃からである。国際的な法律などが整備されていたにもかかわらず、民間団体（本稿ではNGOと同義で使用）やユニセフなどの専門機関が個別に細々と取り組みをしてきた以外は、児童労働は、何の疑問も違和感も持たれずに、あたりまえの事として長い間看過されてきた。

一方、最近の学生たちが、児童労働にマイナスの印象を持っているということは、それが成長に有益な“仕事”的域を超えたものと感じ、“労働”という言葉のかもし出す暗く、つらく、厳しいイメージを抱いているからであり、或いは映像などで様々な現状を目にする機会が増えたことと無縁

ではないだろう。しかし、「子どもたちの持つべき様々な基本的な権利を奪うもの」という理解が彼らの間に浸透しているのかは、定かではない。

2. “搾取”された労働

こうして一般的に解釈されている「児童労働」は、正確に表現するならば、家族のための仕事も含めた様々な経済活動の中で、子どもたちが大人たちによって“搾取される労働”であると考えた方がわかりやすい。ユニセフなどは、かなり早い時期から、子どもの身体的、精神的、知的な発達を阻害し、基本的な権利を奪う労働を児童“搾取”労働と称して、1986年には、様々な搾取の要素を次のようにまとめている⁽³⁾。

- ① 幼すぎる子どもによる全時間労働
- ② 長時間の労働
- ③ 不当な身体的、社会的、心理的負担を起こす労働
- ④ 路上での労働や生活
- ⑤ 不十分な賃金
- ⑥ 重い責任
- ⑦ 教育の機会を剥奪する労働
- ⑧ 債務奴隸労働、性的搾取など、子どもの尊厳を奪い自尊心を傷つける労働
- ⑨ 社会的、心理的発達を損なうような労働

有害と考えられるこうした基準には、曖昧で様々な解釈の余地はあるが、容認できる労働か否かの判断が困難なグレーゾーンにある労働の存在を見極める努力を促すためにも、必要な基準といえよう。

3. 児童労働の様々な形態

児童労働には様々な職種や仕事があるが、ユニセフの提供した7つの形態別取り組み方法は、今では児童労働の抱える問題改善などに役立ってい

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

る。もちろん、工場労働で働くされる子どもや性産業、あるいは、住み込みの家事労働に従事させられる子どもは、親の債務の肩代わりであったりするし、ストリートチルドレンの中には、性産業に身をゆだねて稼ぎをするものも多い。特に女の子の場合には、どの形態であっても性暴力の犠牲になる可能性が高い。この様に形態に分類はしても、それぞれは複雑に交錯し合い、複層的であり、問題が重なる部分は多い。グループ化が他と分断され孤立する結果になってはいけないが、それぞれの特徴や固有の課題を明確に把握するためにも必要なプロセスといえる。以下に各形態の実態や問題点を簡単にまとめてみよう。

1) 工場労働

ガラス製品や陶磁器製造工場、カーペット産業、タバコやマッチなどの製造業、レンガ造り、皮なめし工場、ダイヤモンドや金、石炭などの鉱山など、ありとあらゆる産業経済の担い手として、子どもたちは過酷な労働に耐えながら生活している。その労働環境は危険に満ち溢れ、不衛生で、換気や採光の設備も無いところが少なくない。摂氏1,800度にもなる溶けたガラスを棒につけて、所狭しに動き回る子どもたち、ガラスの破片、さびた釘、垂れ流しの猛毒の化学薬品で汚染された水が溢れる中、彼らは裸足で働く。粉塵や煙を吸い込みながらの作業で、気管支や肺を侵される子どもも多い。成長過程にある子どもが同じ姿勢を強いられる、例えばカーペット織りでは、骨の発達異常や筋肉などの損傷も報告されている。仕事が遅いと殴られ、ノルマが達成できなければ食事を抜かれ、大人の厳しい監督の下で、あらゆる搾取に耐えながらの生活を余儀なくされている。

2) 強制労働・債務奴隸労働

搾取労働の中でも、最も苛酷な形態のひとつが、決して返済終了するとのない仕組みの中で、親の借金の肩代わりや多額の融資の担保として働く

かされる子どもたちの債務労働である。様々な生産現場、農業・プランテーション、商業的性産業、或いは家事労働などの経済市場にただ同然の賃金で投入され、奴隸のごとく非人間的な生活を強いられている。貧しい家庭の親が子どもを売ったり、密売人や仲介人から甘く巧みな言葉にだまされたりすることが一般的だが、孤児やストリートでうろついている者等を誘拐したりして強制的に“奴隸”として働かせるケースも数多く報告されている。筆者が以前に取り上げた子ども兵も強制労働に相当する⁽⁴⁾。彼らは日常的に暴力や拷問に苦しみ、長時間休むことなく働かされ、仕事の後は、鍵や鉄格子のついた檻のような場所に閉じ込められる。まともな食事どころか、残飯や腐ったものを与えられ、下痢を起こしても何の処置もされない。仕事中に腹痛をおこしても、トイレに行くこともままならない。

3) 性的搾取労働

商業的性の搾取労働は、身体的にはもちろん、心理的なダメージも含め最も有害で根が深い。女の子が大多数だが、ほとんどの子は様々な健康問題を抱える。特にHIVや性病の感染は深刻で、エイズなどで命を落とす子も後を絶たない。妊娠や薬物中毒、呼吸器感染の例も多い。暴力や恥辱にまみれ、体や心を壊しても、彼女たちは蔑まれ、拒絶され、家族にすら見捨てられる運命にある。

1990年代末頃からは、性搾取労働に対しての国際的な関心や監視が厳しくなり、マスメディアも報道に力を入れるため、政府も民間団体と協力しながら廃止運動に力を注いでいるようだ。しかし“性への欲望”が無くなるわけではなく、特に子どもへの需要は後を絶たないのが実情である。この種の労働に関する信頼できる情報収集が難しいこともあるが、毎年少なくとも100万人以上の特に少女がだまされ、誘惑、誘拐され、強制的にこの労働市場に送り込まれているという。世界で巨大なネットワークと権力を広げているマフィアにとっても、性産業は、麻薬や武器、更には臓器

などの売買と共に大きな資金源でもあり、この問題解決を複雑にしている。外貨を観光などに依存する貧しい国家にとって、性産業は実際には魅力的なものであるため、法の管理や運用が甘くなるのは否めない。取り締まるべき警察や当局の腐敗、性を買う人間を平然と送り出す観光業界や社会全体の無関心、すなわち‘顔のない力’⁽⁵⁾も問題解決の道を遠のかせている要素であろう。

4) ストリートチルドレン

特に急速に都市化現象が見られる開発途上国の大都市では、車の往来する道路、列車やバスの停留所、市場など至る所で働く子どもたちを見かける。いわゆる“ストリートチルドレン”的仕事は、車の窓拭き、靴磨き、新聞やタバコ、花や観光土産、水、野菜、果物などの売り歩き、見張り、荷物運び、空き缶などのごみ拾い、物乞いやスリ、麻薬の販売などの犯罪行為など、実に様々である。特定の都市などの部分的なデータはNGOを中心に収集しているが、彼らに関する包括的で世界的な実態調査は、ユニセフ以外ではほとんど行っていない。が、その数は少なく見積もっても約1億人はいるであろうといわれる。

路上は、労働の場としても、生活の場としても危険が多い。交通事故、大人たちによる暴力、強盗、警察による取締りや逮捕、そして稼ぎの搾取も日常的だ。懸命に働いても、売り上げ金のほとんどは搾取組織などに取られてしまい、子どもたちの手に残るのはほんの僅かだ。労働時間は不規則で長く、睡眠も休息もままならない。まともな食事を口にすることはなく、不衛生な環境や排気ガスなどに晒され、呼吸器系、皮膚病、骨格のゆがみ、筋肉痛など、様々な健康被害をこうむっている。

彼らの共通点は、“ストリート”という漠とした環境で糧を得るということであるが、それぞれが置かれている生活環境には少しずつ違いが見られる。大きく分けると、1つ目は、寝泊りをする家があり、家族と生活し

ていて、路上は収入を得るための労働の場所とする子どもで、筆者は、on the street の子としており、このグループに属する子どもが、大多数である。2つ目のグループは、家族は居るが、稼ぎが少ないと叱責や虐待される、家が狭く居場所がない、稼ぎを親にすべて奪われる、家族の絆の崩壊などの様々な理由から、家には戻らず、路上を労働と生活の場として自活している、いわゆる in the street の子どもたちで、1~2割居ると推測される。3つ目は、ストリートチルドレン全体の中での割合は少ないが、親から捨てられたり死別したりして、家族も帰る家も無く、ストリートしか拠り所のない、いわば、of the street の子どもである。それぞれのグループによっても、対応の仕方や重点課題の優先順位が少しずつ異なると考えられる。

5) 農業・プランテーション労働

他の形態と同様、包括的なデータは無いが、児童労働者の6割以上は農業やプランテーション労働に従事していると推測される。例えばバングラデシュでは、経済活動に従事する子どもの82%がこの労働にかかわっていたという報告もある⁽⁶⁾。茶やコーヒー畑、綿花栽培、香水などの原料の花畑、砂糖キビ、タバコ、ゴム、果物や野菜などの農園などで、子どもたちはあらゆる農作業をこなす。土地の開墾、作付け、除草、殺虫、刈入れや収穫、作物の運搬など、大人でも重労働である世界の農業生産を、陰で大きく支えているのである。農作業にも危険があふれている。鋭い歯を持った農機具や機械で大怪我をすることもあるし、毒蛇や毒虫に襲われることもある。毒性の強い農薬や除草剤を頻繁に使用することによる疾患、炎天下或いは寒さの中での長時間労働による極度の疲労、水道の設備のない所も多く、脱水症や熱射病などに常に直面している。タバコ農園では、ニコチンによる中毒を起こすことも知られている。

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”の力

6) 家事労働

家事労働は家という隠れた個別の空間での労働のため、その実態を把握するのは大変難しい。雇い主によって搾取されやすく、24時間いつでもどのような命令にも応じなければならない。ほとんどが女の子であり、家族から性的な暴行を強いられることも知られているが、扉の向こうの出来事に対して、法的な権利が考慮されることはない。多くは、5~6歳の幼い頃から働き始めることが多い。貧しさゆえに、養育の義務を、時に嬉々として放棄する親と別れ、親戚を含む他人の家の中で過酷で理不尽な労働を強いられても、相談したり精神的支援を受けたりすることもできない。孤独感にさいなまされ、多くが些細なことへの恐怖感、臆病、無気力といった心理的な問題を抱えている。食事も残飯をあてがわれることがほとんどで、栄養失調が蔓延している。きちんとした寝場所さえなく、屋外や床で寝る例もある。もちろん学校へは行けない。隔離されているに等しいため、彼女たちは世間の目に触れることも無く、その実態はつかみにくいのが実情である。

この労働廃絶が難しいのは、実情が明らかでないこともだが、一番は、子ども、特に女児が家の仕事をすることが当然とされている社会の中で、家事労働がたとえ厳しいものであっても、それを“悪いこと”と認識しない一般市民の存在であるといえよう。

7) 女の子による労働

家事や性の搾取労働を中心に、女の子は様々な経済活動の担い手である。女の子特有の問題は、上記でも少し触れたように、社会に深く根ざしたジェンダーの差別が大きな障害となっていることだ。女性性に男たちの欲望が群がり、あらゆる労働環境で性的な陵辱が行われている。その結果、エイズや性病に感染し命を落とす者、妊娠や出産、強制的な中絶などを経験する者は後を絶たない。こうした彼女たちを“恥”とみなす社会は、彼女た

ちを拒絶し心の支えとなるはずの家族や故郷さえ奪ってしまうのである。女性を人間として尊厳を持った存在とは認めず、差別や不平等、不正義の解決への努力を怠ってきた世界中の国々は、その責任を認識し、ジェンダーによる差別撤廃を柱に、一様にこの問題に向き合わなくてはならないと考える。

4. 過酷な労働や労働環境

様々な形態を通して見えてくるものがいくつかある。まず、児童労働は子どもを一人前の労働者とは認めていないという点だ。従って、成人の労働者が享受する様々な労働条件は、子どもには適用されない。もちろん“一人前に認める”ことが「児童労働」を容認し拡大することになるという反論はあるが、その廃絶までに時間がかかるとすれば、彼らの労働条件の改善も考慮すべきことであろう。一番良い例が低賃金問題である。子どもは経済的に安上がりで、従順である。脅しや暴力で簡単にコントロールできるし、だましやすく、文句も言わない。更に、労働の種類によっては、小さな子どもの体型や特徴が生かされると考える企業家たちが居る。例えばカーペット製造では、小さな手であると、きめ細かな織物に仕上がるであるとか、香水の原料となる花摘みには、柔らかな手や植物の高さに近い身長が最適であるといった主張だ。もちろんそれは搾取する側の都合の良い言い訳に過ぎないと反論する学者もいる⁽⁷⁾。性産業界では、処女や特に幼い子どものセックスは、エイズに感染しない、或いはエイズが治るといった、誤った知識を信じる者も少なくない⁽⁸⁾。理由は子どもの側、労働を生み出す側にも多々あるが、子どもが重宝され、ニーズが減らないのが実情だ。

更に、国際的にも労働の最低年齢が規定され、NGOなどや社会活動家たちの監視の目が厳しくなっても、児童労働の年齢の若年化が減る兆しは見えない。筆者の経験からも、特に南アジアの国々では、4~5歳から10

歳前後の子どもたちが、何人かのグループを作って市場や道路で様々な仕事を走り回っていたし、物乞いも目に付いた⁽⁹⁾。家や道路の建設資材にするレンガの粉碎作業で赤茶けた粉塵にまみれ、炎天下で黙々と働く姿も忘れられない。食事もせいぜい1日2回、ごみをあさり、腐りかけた果物やレストラン・商店街のドラム缶に捨てられた、半分腐敗した残飯などを、自分たちの僅かな稼ぎの中から工面するという具合なので、病気にならないのが不思議であろう。

こうした栄養不足や免疫力の低下、様々な健康被害は、どの形態の労働に従事する子どもにも共通するものである。更に悲しいことに、大人たちの暴力や搾取に日常茶飯事に晒されて、身体的、精神的、心理的なダメージを負っている彼らのほとんどに、self esteem（自己を尊重する気持ち）の欠如が見られる。自由がなく教育も余暇も与えられず、衣食住の最低保障も無く医療サービスとは無縁の彼らに、self esteem を身につけることを期待するほうがおかしい。彼らは子ども時代に加え、人間の尊厳を持つ機会すら奪われた子どもたちだからである。

ひとつ具体的に搾取の例について考えてみよう。例えば、私たちはいつも簡単に「長時間労働」という言葉を口にする。搾取基準の“長時間”に関しては、10～14歳の子どものうち、半分は1日平均9時間、南アジアでは、15～17時間というケースも報告されている。4人のうち3人は、週6日間以上というILOによる推定データもある。普通私たちはこうした数字を聞いても実感がわかないものだが、表2は、例えば15時間労働がどのようなものかを仮の時間表で示して、実生活との関連がより理解しやすくしたものである。15時間の労働の中では、多くはトイレに行くこともほんの僅かの休息も許されない。5時間ごとの休憩や食事も、もし食事が与えられた場合のことだ。こうしてみると、睡眠、入浴（体を洗う）、食事（買い物や準備なども含む）など、必要最低限の生活時間といわれるものが全く保証されていないことが容易に見えてくる。もちろん自由時間

表2 長時間労働とは？～15時間労働の仮の時間割

| 時 間 | 日 課 |
|-------------|--------------------------|
| 6：00～6：30 | 起床・洗面・トイレ・着替え・朝食（もし可能なら） |
| 6：30～7：00 | 職場へ移動 |
| 7：00～12：00 | 5時間の労働 ① |
| 12：00～13：00 | 休憩・トイレ・昼食（もし可能なら） |
| 13：00～18：00 | 5時間の労働 ② |
| 18：00～19：00 | 休憩・トイレ・夕食（もし可能なら） |
| 19：00～0：00 | 5時間の労働 ③ |
| 0：00～0：30 | 寝場所（家など）へ移動 |
| 0：30～1：00 | 洗面・シャワーなど・トイレ・着替え・洗濯など |
| 1：00～6：00 | 就寝（5時間） |

出所：中神洋子「国際社会福祉の概念と問題」p. 197 を参考

などは皆無である。もしこの状態が、休日もなく年間365日、いつ果てるともなく何年も継続するとなったら、と考えれば、児童労働の過酷さ、子どもたちの置かれている状況などが、僅かでも具体的に身近なものとして理解できるであろう。

5. 不明確な児童労働者数

こうした過酷な労働に従事している子どものデータに関しては、実は意見の分かれるところだ。1990年代後半になり、この問題に世界の関心が少しずつ向いてくるようになると、公式なものとしてよく引用されたのは、ILOによる5歳から14歳の統計、1億2,000万人であった⁽¹⁰⁾。しかしこれは、開発途上国の、しかもフルタイムで働く子どもという限定的なものである。欧米諸国などのいわゆる先進工業国での児童労働はこの数字には含まれていない。学校に通いながら“パート”で働く子どもや、5歳未満、15～18歳の子どもを考慮すると、少なくとも、2億5,000万人という数字が現実的といわれてきた。しかし、実際には、この数字さえ氷山の一角であり、実数はその数倍になると推測する専門家やNGOもいる。その主な

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

根拠は、①労働として考慮されていない例えば、ストリートチルドレンや、情報の収集が困難な、非公式の場で働く子どもや自分の家あるいは、他人の家のでの住み込みによる家事労働などが十分に含まれていない。②児童労働を国家の恥と考えれば、都合の悪い数字の提示をしない政府もいる。或いは児童労働の存在そのものを公式には認めず、最初から調査の対象外とする国もある。確かに多くの政府が回答をしていない。③統計を集約する制度や機能が充実していない国家もあるため、正確な数字を計上できない場合もあるなどである。

とはいっても、国際社会の関心が高まるにつれ、少しずつ信頼できる確実なデータの蓄積が可能になりつつある。各国の民間団体や国際機関の努力などで、確かな情報も収集されてきた。最近の児童労働に関する 2006 年の ILO によるレポート、「*The End of Child Labour: Within Reach*」⁽¹¹⁾によれば、5 歳から 17 歳の児童労働者は、約 2 億 1,770 万人で、同じ年齢層の子どもの 7 人に 1 人が、過酷な労働に従事している。2000 年には 2 億 4,600 万人であった児童労働者が、約 11.3% 減少していると報告している。各国政府の取り組みが本格化してきたのか、一般の関心が徐々に高まり、或いは国際的な監視の目が厳しくなったためなのか、民間団体を中心に、様々な幅広い支援活動が実を結びつつあるのかは特定できないが、もし実数の減少が正確な情報だとすれば、多少の希望がわいてくる。

第 2 章：児童労働の背景と、国際社会・NGO の取り組み

1. 児童労働を生み出す様々な原因

児童労働を生み出す背景は様々である。貧困、それも個々人が努力しても改善が不可能な絶対的・構造的な貧困、それに基づく様々な搾取が、最大の要因であることは間違いない。しかし各国のデータを詳しく分析すると、それが唯一絶対の要素ではなく様々な要因が互いに重複し、複層的に

関連し合っていることも見えてくる。いくつかの要素を簡単に見てみよう。

1) 持てる者と持てない者間の格差

多くの開発途上にある国の人々のほとんどは、農業を基盤に生計を営んでいる。以前は、少なくとも自給自足で自らの最低限の食糧は何とか確保できたものが、様々な理由で今では不可能となってきた。特に、土地所有の不均衡、輸出用や換金作物への切り替え、農業規模の拡大と機械化などによって、貧富の差は拍車をかけて拡大している。大多数の貧しい土地なし農民が増える一方、一握りの富裕農園主は、国際経済市場での農産物価格の変動や先進国のニーズに呼応した品目の提供にも迅速に対応し、大規模な設備投資をしながら富の蓄積を果たしてきた。自分たちの命を繋ぎ止める手段を失った多くの農民が子どもを担保に借金をし、債務返済のための労働に彼らを町などに送り出したり、食い扶持を減らすためにも子どもの養育を放棄し、家事労働などで、他人の家に“奉公”に出したりするのである。経済開発の遅れや富の不平等な配分は、児童労働の増加と確実に関係していると言えよう。

2) 都市化・地方の絆の崩壊

開発途上国の中では、経済的な理由で首都などのひとつの都市に人口が集中する、いわゆる都市化に歯止めがかからない。彼らの多くは、職を求めて貧しい農村などを見捨ててきた人たちだ。財産も無く身一つで出てきて線路沿い、川・池のへりなど、都市周辺のあらゆる土地に不法に住居を構え、いわゆるスラムを形成する。住居といっても、ダンボールや麻や綿の布切れ、木切れ、トタン、ビニールなどでできた掘っ立て小屋のようなねぐらである。教育も技術も無い彼らに定期的な仕事は無く、日雇いの労働も競争が激しいので就業することは非常に困難な状態だ。住環境も狭く、子どもを路上での仕事に追いやる大きな原因になっている。村や集落

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

での生活では、貧しいなりにも親戚や隣人同士が支えあう仕組みが存在した。もちろん、国によっては、スラムでの住人によるゆるやかな絆ができることもあるが、一般には、都会の生活では以前存在したような強い絆は崩壊しがちである。

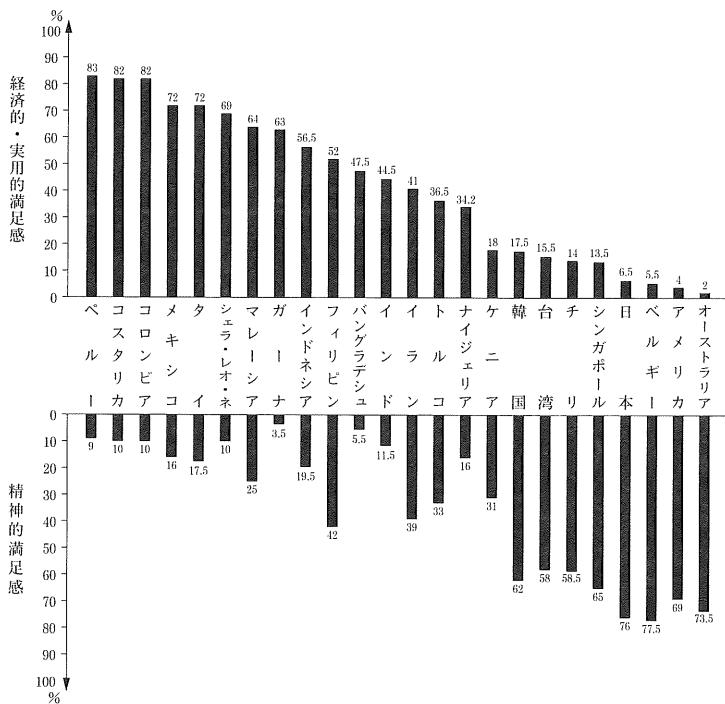
3) 親の教育レベル

親の教育レベルは、児童労働とも深く関係している。自分が無教育で理不尽な扱いや不便な生活を強いられてきた親の中には、子どもには同じ惨めでつらい思いをさせたくない、何としても教育だけはと願う者もいる。しかし親が教育を受けていない場合には、教育の重要性に無理解であり教育は役に立たないと考える傾向が一般的である。バス代や教材の費用が捻出できない、子どもによる収入が減るなどの経済的な理由に加えて、学校教育や教師の質、通学距離や学校の設備など、別の課題も多々あるが、教育の欠如は、児童労働の再生産に繋がっている。

4) 子ども観

子どもを、愛すべき存在、愛情の証しなどとする考え方は、普遍的ではない。もちろん一般化はできないが、それぞれの国や地域によってある程度の傾向が見られる。子どもを愛情の対象より経済的な安全弁として重要視する国が多いし、子どもは親の所有物であり、子どもが親を無条件で支えることが当たり前といった伝統を保つ国は少なくない。こうした価値観や伝統を基盤にした社会の中で発達した子ども観のもとでは、子どもの権利や倫理・道徳観を理由に、債務の返済など親の都合で子どもを売買し捨てることを禁止することは至難の業である。図1は、少し古い資料だが、子どもに何を期待するのかを表わしたものだ。各国の違いが見て取れるので興味深い。

図1 子どもの価値：子どもをもつことの満足感の国際比較



出典：世界銀行資料 1984年（サンプル調査）より

5) 子供の数

子どもの数と貧困の相関関係が取りざたされて久しい。これに関しては様々な議論があるが、子どもを経済的な安全弁と考える多くの貧困家庭が、病気などによる乳幼児の死亡率も高い中、大勢の子を生む傾向が高いのは納得できる。児童労働に関しても、子どもの数とは何らかの相関関係があるという報告もある。貧困家庭で子どもの数が多ければ、生き延びるために、子どもといえども貴重な労働の担い手として期待されるのは当然のことだろう。親の仕事を支えるために、幼い弟妹の世話を含む家事一切を切り盛りする女の子の場合も、教育を受ける機会を奪われ、遊びなどの自

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

由時間すら保障されないという点で、児童労働の範疇に入る。

6) 伝統や階級制度

伝統的な階級制度も児童労働撲滅の障害になっている。例えばインドでのカースト制度では、貧しい下層階級の者が、有害で危険かつ過酷な労働をすることが当たり前とされてきた。低いカーストの子どもが就学もせず厳しい労働に従事しても、それは生まれながらの定めであるとみなされる。高い階級に属する支配層は、自分たちの地位を維持するためにも、低い階層の人々に教育の機会を与えることを躊躇する。こうした考え方は、支配的な立場のグループに属さない、少数民族や異なった民族などの場合にも当てはまる。権力、財力、政治力などを手にした少数の特権階級による膨大な富の蓄積は、多数の民衆を貧困の蟻地獄に突き落とし搾取し続けた結果といって過言ではない。生き残りをかけた戦いの中で、下層階級や被支配層の子どもは、貴重な労働力として再生産され続けるのである。

7) 内戦や政情不安

人々が安全な環境で安心して暮らせる生活基盤を根底から覆すのが、内戦やテロ、不安定な或いは強権的な政権などによる政情不安である。内戦や腐敗した政治などは、構造的な貧困が原因のひとつでもあるが、逆に、国の中の様々な争いは、貧困を更に悪化させる元凶となる。農地は耕す人も無く荒れ果て、インフラは寸断され、地雷などの後遺症で農地での経済活動を阻まれる人々など、壊滅的な経済状況を生み出すからである。戦渦で親を失った孤児が仕事を求めて路上をさまい、ある子どもたちは、権力奪還を狙う様々な政治的なグループに兵士として吸い取られていく。忘れてならないのは、現在も続いている開発途上国の紛争には、貴重な資源を狙い、武器を売りさばく先進国の加担が大きく関係しているという点である。

2. 児童労働撤廃にむけての国際機関や NGO の取り組み

前述したが、世界の国々で見られる児童労働に、国際社会が社会問題として注目し始めたのは、1990 年代の半ば過ぎである。もちろん、それまでにも ILO による就業に当たっての最低年齢に関する条約は存在したし、『子どもの権利条約』では、子どもの健やかな成長を脅かす労働に関しての条項はある。しかし特に開発途上国との完全な合意がなされたわけではなかったため、様々な抜け道があったことは否めない。一方、限定された都市や農村ではあるが、NGO や社会活動家たちの地道な取り組みは、規模は小さなものでも、各政府や国際機関と協力しながら児童労働撤廃に向けて確実な成果を挙げてきている。そのいくつかを紹介しておこう。

1989 年には、第 1 回のアジア、ストリートチルドレン会議が、フィリピンのマニラで開かれた。ストリートチルドレンの仕事が児童労働とみなされなかつた中で、「路上にいる子どもで、路上で生活をしているが適切に保護されない者」は支援の対象者と早い時期に位置づけたユニセフは、彼らへの取り組みにも努力してきた⁽¹²⁾。都市化が激しく首都マニラでは人口の 4 割以上がスラムの住人というフィリピンは、いち早くユニセフと共にストリートの子どもたちの問題にイニシアティブをとったのである。

1996 年には、ストックホルムでの「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が始まった。その後、横浜、(2001)、リオデジャネイロ(2008) の同会議で継続的にこの問題廃絶に向けての議論が行なわれ、行動経過や計画の確認がなされている。NGO やエクパット（子ども買春、子どもポルノ、性的目的での子どもの買春の根絶キャンペーン）の活躍もあり、観光業界や教育界などとも連携をとりつつ、国際的に取り組む姿勢を明確化している。

1999 年には、ILO が、『最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）』⁽¹³⁾ を締結し、児童労働の撲滅に向けての国際的な取り組みを大きく後押しすることになる。この条約でも、“最悪の形態”を、①強制労働や債務奴隸労

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

労働、人身売買など ②買春やボルノ ③麻薬の売買などの犯罪行為 ④その他の危険な労働、例えば、炭鉱内、水中、危険な高所や閉所での労働や、虐待にさらされる環境での労働、危険な機械や道具を使用したり、化学物質、高温や騒音にさらされたりする労働、長時間、或いは不当に拘束される労働 と定義している。

児童労働撤廃に向けて ILO が打ち出した大規模な協力プロジェクト、児童労働撲滅国際計画（International Project for Elimination of Child Labour 以下 IPEC と記す）が、特に債務奴隸労働や強制労働、買春・ボルノなどの労働、そして危険で有害な労働を最優先課題として取り組んでいるのは心強い。ケニアのナイロビでは、この IPEC の資金援助を受け、NGO シナガが、「女性・児童労働資源センター」を立ち上げ、特に家事労働に従事する子どもたちへの活動を始めている。読み書きなどの基礎教育や、調理、洋裁などの職能訓練を無料で提供することで、雇い主からの友好的な許可を得ている。子どもたちにとっても、ここに来ること自体が息抜きであり、新しい友人と情報交換の場にもなっている。法的なアドバイスの提供や様々な相談の対応も行っている。

第3章：児童労働撤廃に向けての様々な提案：

1998～2009「国際社会福祉論」受講生による

1. ミニ・ワークショップ

さて、筆者が同朋大学で開講している「国際社会福祉論」を担当して12年、そのカリキュラムで「児童労働」をテーマにした講義を毎年3～4回行っている。第1章に記述したことを中心にその概要を学んだ後、講義の1回分を小規模のワークショップに当てている。受講生（毎年80人～130人・平均100人前後）を数人のグループに分け、分野別に与えられた情報と2～3の事例を分析し、それぞれが担当になった分野での問題点を洗い

出してもらう。それらを踏まえて、各分野別に児童労働を廃絶するために必要な短期・中期・長期の取り組み計画を話し合い、可能ならプロジェクトに整理しまとめてもらうというものである。

話し合いの時間が短い中でのかなり奥深く難しい課題ではあるが、この12年間あえて学生たちに挑戦させている。話し合った結果は次の週にグループごとに発表してもらい、コメントを出し合う。グループメンバーの構成は学年や専攻が異なったりもするため、必ずしも最後のプレゼンテーション用の作業に全員が関わるというわけではない。しかし過去12年間、ほとんどのグループが昼休みなど講義外に自主的に集まって議論し、実際にカラフルでユニークな発表用のものをまとめてくるので、筆者にとっても楽しみな瞬間である。発表後は、すべての内容を筆者がまとめ、コメントをつけて学生とシェアしている。

共通に見えてきた学生たちの主な提言を、児童労働の形態別の中から本稿では5つ選んで抜粋した。

2. 「国際社会福祉論」受講生たちの考えた主な「取り組み」

～労働形態別

1) 工場労働

● 学生たちに与えられた情報（抜粋）：

化学薬品、超高温のガラス材料や製品、子どもを考慮せずに作られた危険な道具や機械を扱う作業、細かい粉塵や（カーペット工場などでは）毛などに晒され、同じ姿勢（しゃがんだままなど）で長時間、緊張を強いられる労働。安全対策も採られず、怪我や病気に対する保障もない。換気や採光、冷却の設備の不十分な不衛生な環境での労働。厳しく管理され、ノルマを課せられ、身体的な暴力に日常的に晒されている。

短期～中期的計画

- ① 快適な労働環境の整備に関するものが、まず一番多い。例えば、工

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

場内の照明、換気、窓などの整備。工場内の清掃。(天井などに大型の扇風機などの設置など。

- ② 子どもたちにとって安全な環境にするために、身体的保護のための耳栓や靴、マスク、手袋、サングラスなどの支給を挙げる例がめだつ。更に、危険な道具や機械、化学薬品などの管理の徹底を求め、その一環として、子ども労働者に対する安全教育と、機械などの使い方の技術的な側面の徹底指導を提案している。子どもたちが安心して使えるような道具の改善なども含まれている。
- ③ 労働条件の改善を求める意見も多い。例えば、子どもに見合った作業内容や作業の量の見直しと改善、子どもの労働時間や賃金の見直しなど。少数ではあるが、子どもを一人の労働者として、正当に評価するべきとの意見を述べるグループもある。
- ④ 健康管理の徹底を求め、定期検診やカウンセリングなどの整備、そのための専属の医師や看護師の配置、更に、健康維持のための栄養を考えた食事の保障などの提案。

中期～長期的計画

- ⑤ 法律の制定と处罚の強化。
- ⑥ 情報収集と分析をして、問題点などを調査する。
- ⑦ 広報活動：他国や自國の人々、NGOなどからの援助や募金を得る為にも、マスメディアとの連携、インターネットの活用などを通じて、一般の人や政府の人たちに現状を理解してもらう。

2) 性の搾取労働

● 学生たちに与えられた情報（抜粋）：

強制的な条件のもと、仲介人や買春宿の責任者など、性産業に関わるすべての大人たちからはもちろん、客たちから身体的暴力に常に晒される。一日に何十人もの客を取ることを強いられ、性器はぼろぼろに傷つ

き、エイズを含む様々な病気に感染する。病気の治療などはされずに放置される。非人間的な扱いや日常的な脅しと暴力の継続が、情緒や精神面でも深い傷となって残り、ゆがんだ価値観すら生み出す。

短期～中期的計画

- ① 子どもの保護：健康チェック、エイズ感染者の保護や投薬などの医療支援。栄養のある食事の提供。
- ② カウンセリングなどを通しての心のケアーとりハビリ。
- ③ 保護施設などの整備や設立。
- ④ 基礎教育と職業訓練：訓練後の職場の確保・拡大。

中期～長期的計画

- ⑤ 法律の強化や改正。罰の徹底や、(売春宿などの)監視、摘発と取締り。買春・売春の撤廃。
- ⑥ 広報活動：署名運動、市民の意識や関心を高める活動。
- ⑦ 学校での教育：(子どもの人権についても教える)性教育の徹底。
- ⑧ 買春ツアーや取り締まり：国内外で、ネットワークの活用やマスメディアの協力を得て。
- ⑨ 貧困対策。

3) ストリートチルドレン

● 学生たちに与えられた情報（抜粋）：

自動車などからの排ガスや事故にあったりする危険に常に晒される。子どもたちを守ってくれるはずの警察官なども含め、ギャングや、仕事・縄張りなどの本締めなど、様々な大人たちからの暴力、犯罪、麻薬、強盗、強奪などに常に遭遇する。不衛生な場所での不規則な生活、睡眠不足、まともな食事の欠落等で健康を害する子どもも多いが、誰も病気や怪我に対して保障はしてくれない。特に、頼る家族や帰る家庭のない子

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

は、あらゆる搾取の餌食となる。

短期～中期的計画

- ① 安全で安心できる「住」の確保：施設などの整備や新たな建設。
- ② 健康管理（心のケアも含む）：医者やカウンセラーの定期的派遣と健康チェック、最低限の食事を支給。
- ③ サバイバル教育：生活技術や職業技術の訓練や教育、職場の保障、麻薬・犯罪組織から身を守るためのノウハウ、読み書きや算数、可能なら学校へ行かせるなど。

中期～長期的計画

- ④ 情報を集めて広報活動：募金、不要の服や靴、ワクチンの支給、食糧援助など。
- ⑤ 子どもの後見人：里親や子どもへのアドバイス・サポートをする人たちの確保。
- ⑥ 治安維持：ギャングなどへの対策、警察官や軍隊の人たちの意識改革。
- ⑦ 貧困対策。

4) 農業労働

● 学生たちに与えられた情報（抜粋）：

鋭い刃を持った危険な道具や機械を使用しての耕作や収穫作業による怪我や事故が後を絶たない。殺虫剤、除草剤、農薬など有害な化学物質を頻繁に使うことで、皮膚病を含む様々な健康被害に苦しむ。毒蛇に襲われたり毒虫などに刺されたりすることも多い。炎天下などの過酷な気象条件の下で、限られた期間内の農作業のため、休みなしの長時間労働となることが常である。

短期～中期的計画

- ① 靴、マスク、作業服、手袋、帽子、ゴーグルなどの支給。
- ② 健康管理のために、栄養を考慮した食事の提供、予防接種。
- ③ 医者や看護師などのボランティアを募集し、定期的な医療検診の実施。怪我に対しての応急処置ができる場所の確保。
- ④ 安全な労働環境づくり：(a)毒蛇や害虫対策。農薬や殺虫剤、除草剤などの化学物質などの管理と、情報の開示。子どもたちには農薬などを扱わせない。(b)危険な道具や機械などの改善と使用に関する訓練指導と教育。(c)水道の設備を整えたり、飲み水の支給。

中期～長期的計画

- ⑤ 安全な労働環境づくり：労働組合をつくる。もし組合がすでにあれば、子どもも加えてもらう。雇用主と労働条件などの改善についての話し合い。例えば、労働時間の短縮や充分な休憩、機械や道具の改善のための技術の投入。
- ⑥ 実態に関する情報収集と、その分析。一般の人や世界の人たちに実情を知ってもらう・アピールする。
- ⑦ 様々な人たち特に外国のNGOなどの支援を受けるために、マスメディアやインターネットを活用する。
- ⑧ 罰則を伴った法律の整備。第三者による定期的な見回り。
- ⑨ 子どもたちの教育を受ける権利を守り、通学しているか等のモニターをする。教育の保障に向け、農場主などと交渉や話し合い。

5) 家事労働

● 学生たちに与えられた情報（抜粋）：

雇い主の都合で、彼らの意のままに、いつも時間の制限なしに働くされる危険性がある。女の子が従事していることが多く、彼女たちは、女主人からの身体的・精神的な暴力に加え、男性家族からの性的な暴力に

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

も黙って耐えなくてはならない。自分の家族から離れ、他人の「家」というプライベートな空間に居るため、扉の向こうで何が行われているかを外部のものが知ることは難しい。子どもたちも、何があっても助けを求める手段を持たず、孤独感にも苦しむことになる。

短期～中期的計画

- ① 実態調査と現状分析。
- ② 広報活動に現状分析や問題点などを生かす。宗教界のリーダーなどの理解と協力を得る。
- ③ 雇用主との話し合いと、職業訓練を受けられるための交渉。
- ④ 相談窓口や、逃げてきた子どもが駆け込める場所の確保や設立。
- ⑤ 心の問題に関してのカウンセリングの提供。
- ⑥ 職業訓練教育の提供。

中期～長期的計画

- ⑦ 雇用主の意識改革。
- ⑧ 法の制定や整備、改善（例：最低賃金や労働時間など）。定期的な健康チェックを雇い主に義務づける。罰則の強化と、取締りの徹底。
- ⑨ 定期的な訪問や監視などの仕事をしてもらう地域のボランティアを育てる。

3. 学生たちの提言やアイデアに対するコメント

上記の各提言や意見に対してというより総合的に、開発途上国現場での筆者の経験も踏まえながら、簡単にコメントをしてみよう。

- 1) まず、ほとんどの提言に共通するのは、～を支給する、～を作る・設置するといった、ハード面の支援である。施設・学校・病院などを建設するといった規模の大きいものから、工場内の諸設備の整備、子どもたちへの物資の支給、或いは、衣食住に関する生活関連の援助などが、手っ取り早い方法としてあげられる。しかし、こうしたハード面

は、“金くい虫”であり、その資金源や支援の規模、期間などをどうするのかまでは、言及されないことが多い。

- 2) 資金には限りがあり、いつまでも第三者に頼ることは不可能であり、援助を受ける側にとっても好ましいことではない。資金の確保を考慮する際には、援助対象の人の“自立”を常に頭において、例えば、revolving（自己回転）できるような仕組みを含むのが理想的である。
- 3) プロジェクトには、できるだけ具体的な objectives（達成目的）と達成手段や戦略が必要不可欠である。プログラム全体の goal（目的）との大きな違いは、objectives は、できる限り数値などを明記した達成可能な具体的なもので、査定や評価がし易いものであるということだ。
- 4) 法律の制定や厳しい罰則も含めた法の運用を求める意見は、どの形態にも必ず出てくる。しかし、“トップダウン”の禁止法をいきなり行う事に関しては、マイナスの側面もあることを考慮しなくてはならない。違法であることを熟知しながら児童労働を行使してきた者たちにとっては、法の網の目を潛り巧妙に切り抜けることはた易い。子どもたちが、より悪質な状況での危険な仕事をあてがわれ、人目に付かない場所に追いやられ、その結果問題そのものが水面下に隠されてしまう可能性もあるからである。
- 5) 工場主・雇い主などに対する厳しい“管理・強制”を求める正義感にあふれる意見も多い。彼らは確かに子どもたちを搾取する側の人間であり、暴力や折檻、様々な虐待を手段に使って子どもたちを酷使する者は数知れない。しかし彼らすべてが残酷で非道とは限らない。頭ごなしに敵対して非難するより、できる限り友好的なアプローチを模索しつつ、理解を求める努力を忘れないことである。例えば、家事労働の子どもたちを外界と接触させるための工夫だ。家事に役に立つ料理や裁縫などの実用的なトレーニングに通わせる約束を取り付ける方が、

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

命令という管理の形態で外出を強制するより、雇い主を説得し易いだろう。

- 6) 広く児童労働について知ってもらうための広報活動は重要な鍵である。しかしそれも実態調査やデータなどに基づくものでないと説得力に欠ける。「募金をしてもらう」という提案は毎年単独でいきなり出されるが、寄付や募金をする側にいる人たち向けの戦略のためにも、緻密な実態の把握は大切だ。
- 7) それぞれの提案に誰を巻き込むのかという視点は重要である。「市民」、「地域の人々」といった漠然としたターゲットが学生たちの定番だが、具体的かつ効率の高いターゲットを選ぶことは戦略としても必要である。例えば、イスラム教の国であれば、イマームなどの宗教指導者の理解や協力は非常に効果がある。ジャマイカを含むカリブ海諸国では、child to child（子どもから子どもへ）という方法で、当地独特のレゲエなどのリズムに乗せた踊りと共に就学児童に大切なメッセージを伝え、それを家に帰って就学前の幼い子どもや、教育の機会を持たなかつた親たちに広げるといった具合である。女性が必ず一日に何度も使うマッチ箱に、子どもへの予防接種を呼びかけるロゴを印刷したバングラデシュも良い例だ。
- 8) 保護やカウンセリングなどのリハビリは確かに大事だが、長期的な取り組みの中には「防止」にウエイトを置く計画も含むべきであろう。

言うまでもないことだが、人間は、“自己（尊厳）回復”が何よりも先である。自分にも人間として価値があると認識してはじめて人は前向きになるものだ。社会開発支援活動で大切な3つの要素のひとつ、エンパワーメントの実現のためにも、尊厳を取り戻すことは必要不可欠である。そのためにも、トラウマなどの心の問題のケアも重点的に行ないながらも、様々な活動やその企画のプロセスに可能な限り参加し、自分たちのための

ものであるというオーナーシップ感覚を育むことは、主体性の前提となる自己の確立、自立や自律に向けての基本的なステップといえよう。そしてこれは、様々な搾取に翻弄されながら働かされ、身も心もぼろぼろの子どもたちにも当てはまることがある。

4. 教育現場の専門家たちの提案

2009年8月、文部科学省による「教員免許更新制」の認可を受け、筆者の勤務する同朋大学も、名古屋音楽大学や名古屋造形芸術大学との連携で様々な講義を提供した。そのひとつ、「社会的弱者への支援」の一部を筆者も担当したのだが⁽¹⁴⁾、講義を通して、現在ご活躍のベテランの先生方32名のご意見をいただく貴重な機会を得た。先生方は幼稚園から、高等学校に至るまで、現場での対象年齢も異なり、専門分野も、数学や美術、書道、養護など多岐にわたっていた。教育現場での経験を踏まえて、学生たちは異なる視点から、児童労働撤廃への取り組みに対する提言の数々をいただいたことに感謝の意を表したい。

詳しい内容は割愛するが、先生方のご意見の多くは、大枠の整備に対するものが目立った。学生たちと大きく異なっていたのは、学生たちが、身近なこと、例えば、～を支給するや募金活動をするといったことに着目する場合が多い中、包括的な長期的提言が目立つことである。人生経験が長いこともあるってか、具体的、直感的なものより、何度も考えを練った上での抽象化された表現が少なくなかったことはとても興味深い。

第4章：子どもたちの可能性を引き出す

～“保護し、守る対象の子ども”からの脱却

1. 学生たちの提言になかったもの

過去12年間、学生たちの提言の中に見出せなかったのは、子どもたち

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

が持っている力を引き出すといった視点に基づいたものである。ほとんどが、子どもたちを助ける、保護するという視点からのアイデアであった。2006年と2007年に労働組合の結成を提案した工場労働担当のグループがいたが、それは、子どもが独自に組合を作るというよりは、職場環境や労働条件の改善に対する交渉の窓口として、大人の組合に子どもを“守ってもらう”という趣旨だったようである。

最近では国際機関やNGOの間で、子どもの可能性を引き出し、彼らの持てる能力を最大限利用する努力が少しづつ広がっている。例えばコロンビアでは、炭鉱労働に従事する子どもたちが組合を結成し、協力して起業するといった試みも軌道に乗っている。もちろん、すべてが最初から子どもたちのアイデアによって始まったわけではない。ユニセフなどの専門機関やNGOが子どもたちへ働きかけたり、政府や炭鉱産業を管轄する公社などとうまく連携して環境を整備したり、ある意味での“仕掛け”はしたかもしれない。しかしこれに子どもたちが呼応し、その後自主的に話し合い、努力を重ね、ビジネスの拡大に必要な技術訓練をこなし、忙しい時間をやりくりしながら取り組む姿は、子どもでも大人同様或いはそれ以上のことことができ、その可能性が無限であることを示唆している。

インドのデリーでは、ストリートチルドレンの問題に取り組んでいるNGO「バタフライズ」が“仕掛け人”となり、今では会員の子どもたちが自分たちの権利擁護に積極的に取り組んで、様々な要求や提言をしたりしている。ブラジルでは、1985年に組合「全国子ども労働」を設立。子どもたちのエンパワーメントをめざして活動を開始した。翌年から定期的に全国大会を開いて子どもたち同士で意見や情報交換をし、問題提起や必要な要求をする為の行動に力を注いでいる。どの取り組みでも、成長した“もと子ども”たちがリーダー役として次世代をサポートしている姿は頼もしくさえある。

2. 学生たちの驚きと戸惑い

学生たちにこうした事例の紹介をすると、ほぼ全員が驚きを隠さない。多くのコメントが、「目からうろこ」の発想だ” ‘知らず知らずのうちに、子どもは守る、保護する対象と考えていた’ ‘上から目線で子どもを見ていた自分に気がつく’ というもので、子どもが大人顔負けの力を持っていて改めて感心する。しかし同時に、‘子どもらしくなくて’ ‘子ども特有の時代や楽しみを知らないさそうで’ 切なくなると胸を痛める学生も多い。家族のために働くのは当然であると考え、つらいけど今の仕事を早く覚えて一人前になりたいという子どもたちもいることに対しても、‘選択肢がないこと’ ‘働くことしか自分を支える道が無いこと’ が腹立たしいし、悲しいとの意見が少なくない。同時に、彼らの立場に自分を置き換え、‘彼らのたくましさ’ や ‘生きる貪欲さ’ に脱帽する学生もいる。

『子どもの権利条約』が締結されて 20 年、日本の子どもも、子どもも関わってきた様々な大人たちも、この条約の存在を知らないことはないと考える。しかし、その詳細な内容や子どもを権利の主体であるとみなす画期的な発想がどの程度浸透しているかということに関しては、疑問を呈さざるを得ない。もちろん、限られた約 1,200 人の学生たちや 32 人の先生方が、日本の若者や日本人のすべてを代表しているわけではないが、子どもが主体という視点に思い至らない意見が毎年続くと、やはり何かが問題であると考えてしまう。これが果たして日本という国独特の傾向なのかどうかは、更なる探求の余地があるだろう。

普通、短時間の議論を経ての提言には、自分自身の経験が大きな基盤になることが多い。特に日本の若者たちは、why（なぜだろう）とか how（どうしたらいいのか）など物事を深く考える訓練をあまり受けていない。そのことも、講義中に出された意見が、表面的な直接経験に基づくものではないかと考える所以だ。従って、彼らが子ども時代に “自分の主体性” を意識する経験を家庭でも学校教育現場でも、地域社会でもあまり味わう

機会がなかったことも提言に反映されたのではないかと筆者は推察するのである。

もちろん様々な自治体レベルでは、子ども条例を整備したり、子ども主体の取り組みの実践を重ねている。教育現場でも多様な努力が見られるが、それらの成果や問題点などに関しては、情報の共有やネットワークの広がりなどが充分とはいえないようだ。『子どもの権利条約』が、日本の教育現場や家庭でどのように子どもたちに教えられ、子どもたちがそれを日常生活の中でどのように受け止め実践しているかは、今後も注意深く見守っていく必要があるし、普及への壁があるのなら、それらを明らかにすることが求められよう。

3. 子どもたちの可能性を信じる

2008年末にリオデジャネイロで開催された、子どもの性的搾取撲滅に向けての世界会議では、ただ単に法律を作り規制の枠を設けるだけでは不十分という発言があったようだ。子どもの声をもっと大切に吸い上げ、彼らの意見を反映させる努力が必要ということが力説されたという⁽¹⁵⁾。世界中から主だった関係者が集まる公けの会議で、こうした発言を耳にすると、大人が良かれと考えて法の整備などに取り組むことはすばらしいが、子どもの意見表明権などが最大限に活用されていない現実が垣間見える。彼らの主体的な参加があれば、成果に違いが見られたかもしれないと思うのである。人々の意識や考え方を変えていくことがいかに難しいことかということだが、大きな枠組みを整備し運用に工夫を凝らすることは、国や自治体が力を結集して最優先で取り組んではほしいことであるのは言うまでもない。更に、NGOなどと共に、子どもたちを動員し彼らの声や気持ちを真摯に受け止めながら、地道な努力を重ね続けることが大切であろう。

前述したが、子どもたちが主役のイベントの回数は、1990年以降格段に増えた。これは大きな宣伝になり、児童労働を含む子どもの権利に関する

る問題の広報戦略としてインパクトがある。しかし、彼らの貴重な経験がもっと多くの他の子どもたちにあってもプラスの刺激になり、裾野を広げていくためには、こうしたイベントの活用の仕方にもっと工夫があってもいい。更に、大人が仕掛けをするばかりでなく、時間はかかるかもしれないが、子どもたち自身が身近な子どもたち同士の話し合いや活動の中から積み上げてきた、ボトムアップのアプローチが広がるように、周りの大人たちはもっと支援るべきではないだろうか。

子どもの best interests を彼らの目線に立って考える、子どもを権利主体として認識するなどの基本的な考え方は、現実的には浸透していない。そこに至るまでの課題は山積みで前途多難である。日本のような経済的・社会的にも恵まれ、教育も行き届いている国でも、子どもに対する考え方は、未だに保守的で上から目線のものが多い。従って国の政情安定や経済開発を最優先に考える開発途上国が多くが、子どもの福祉や権利どころではないと考えるのも無理からぬ話なのかもしれない。ましてや児童労働に関する諸問題は複雑だ。人々が生きるか死ぬかといった生活の問題がずっと根にあるからだ。子どもたちがエンパワーされて、自分たちの足で立ち上がり、色々な要求を突きつけてくるかもしれない。そのような勝手な行動を起こされてはたまらないといった考え方は、搾取する側の論理として根強い。

しかし、子どもはその国の将来の行く末を決める大切な人的資源である。自国の質を高め発展させる一番の鍵は、もちろん教育だ。子どもたちに読み書き計算などの基礎教育、生きるために様々な知恵や工夫、職能訓練を保障することが、将来への大切な投資であることは言うまでもない。これらが公の制度としてすぐに可能でなくとも、問題を“見極める力”をつけることに周りの大人たちはもっと力を貸すべきだ。僅かに、幾多の問題に立ち向かう“手段を示唆する”ことで、子どもでも、自分たちの力で解決する道を見つけ出し実行できるものだ。もし自分たちの力で何かをやり遂

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

ければ、それは大きな自信になり次に繋がる原動力になっていくものだ。大人の暴力に怯え、萎縮し、無気力で夢も持たない子どもたちを輩出していては、長いスパンで考えたら、それこそ社会や国の損失となろう。こうした側面こそ、ありとあらゆる大人たちが、まず再認識する必要があろうと思う。

3章の学生たちへのコメントの最後にも触れたが、人は自己の尊厳を回復し、様々なプロセスに参加し、自分のものと認識するオーナーシップ感覚が芽生えることで、エンパワーメントへの準備が整うものだ。自分の中にある可能性を自ら引き出し、他人はもちろん自分さえも気づかなかった能力に遭遇するかもしれない。それは　他人が敷いたレールを他人の意思のままにコントロールされながら歩んでいては決して見つかるものではない。たとえ見つかったとしても、自らの意志で自分が考えての結果とは、継続性も責任の感じ方も違うのではないだろうかと考えるのである。

おわりに：シンパシーからエンパシーへ

激しい労働に明け暮れる世界の子どもたちが、自分たちが権利の主体であることを広く認識できるように、私たちに何ができるのか。今や子どもが搾取されて働くことを目にしなくなった日本の特に若者に向けて問いかけながら、最後を締めくくりたい。

日本の場合、自らの意思を持って主体的に物事に取り組むといった土壤、主体性を生み出すための“自己の確立”という前提は、歴史的にも文化的にもあまり育ってはこなかった。更に“権利”という概念そのものが、西欧のキリスト教圏の産物であることを考慮すると、“権利行使の主体”という理念そのものに馴染みが薄いのかもしれない。その主体が子どもとなればなおさらだ。『子どもの権利条約』批准に対してのスエーデンのすばやい反応と積極的な対応に比べ、批准も遅くその啓発に対する予算を全く

与えなかった日本政府の対応からも、その違いが伺える。“権利”を、命をかけて勝ち取ってきた西欧諸国の主体性の成熟度と比較することはフェアではないかもしれない。が、だからといって、『子どもの権利条約』を批准した我々に、子どもにとっては画期的な、彼らの best interests を重視した内容を軽視するという選択肢はもはや有り得ない。

もちろん日本でも、例えば、1999年には『児童買春、児童ポルノ等禁止法』の制定、2004年の改正、2005年の「子どもの買春、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する選択議定書」の批准など、児童労働の一部に対する法整備が整ってきた。しかし一方、2008年6月のアメリカ国務省による『人身売買報告書』では、IT技術の発達と共に、日本が子どもポルノ発信源の大御所となっているなどの恥ずかしい指摘を受けている。子どもに直接影響を及ぼす教師などの大人による子どもへの性的嫌がらせも頻発している。規制や取締りの強化や、良識ある旅行業界の増加、様々なキャンペーンなどで、東南アジアなどへの子ども買春ツアーは影を潜めたかに見える。しかし実際には、裏通りの性産業界は廃れることを知らない。一夜の快楽を求める大人は大勢居るし、日本人も例外ではない。

それは、倫理観・道徳観の欠如した特殊な人だけの問題ではない。児童労働は、構造的、絶対的貧困を生み出すもとになった、そして今でもその蟻地獄的な構造の再生産に歯止めをかけられない先進工業国にも多いに責任があるからだ。例えば、私たちの胃袋を満たす食糧の数々、安価な衣料品・日常の雑貨品などに飛びつく多くの消費者たちの中で、どれだけの人が、これらの産物の裏で、汗や涙を流し、時に命をかけて働く大勢の子どもたちの姿を想像するであろう。こうしたことに無頓着、無関心な人たち、児童労働は貧しい国の問題で自分たちとは関係ないと思っている人たちが居る限り、子どもの権利を守ることも、子どもが主体という高邁な精神も空文化してしまう。

しかし、与えられた厳しい環境の中で、つらい思いをしながらも逞しく

「児童労働」撤廃に欠かせない“子ども主体”的力

したたかに生きようとしている大勢の子どもたちに、“シンパシー（同情）”は失礼にあたる。学生たちも気がついていたように、単なる‘可哀そう’、‘気の毒’は、自分自身が安全地帯にいることに安心しきってゆとりがあるからこそ吐露される気持ちなのだ。この気持ちや感性は、もちろん人間として大切な資質であるが、出発点に過ぎない。その同情で踏みとどまっている限り、上から目線、或いは他人事の域を出られない。そしてそのような感情は、残念ながら長続きはしないし、めまぐるしい世の中のリズムに乗って、すぐに人々の記憶から消え去ってしまうのだ。短絡的な同情は、物事の本質を見落とすことにも繋がる。

一方“エンパシー”とは、最適の日本語訳がないが、相手の身になること、思いやることとでも言おうか。相手の立場を根本から理解し、何が必要なのか、自分には何ができるのかなどに思い及ぶことである。搾取され奴隸のように働くされる彼ら一人ひとりが、自分が置かれた立場を受け入れ、懸命に生きる戦いをしているその背景に思いが及んだ時に、或いは、彼らにも人間としてのプライドがあり、家族を助け仕事の技能を身に付けることを誇りとしている側面もあることに気づいた時に、対等の立場に立ちながら自分にできることを主体的に考え行動する原動力を手に入れることができるのではないだろうかと思うのだ。

最も多くの国々から批准を勝ち得た、まさに人権全体を網羅したこの国際法に流れる“子どもが権利の主体”であるという理念をもういちどすべての人たちが今初心に帰って見直す必要があるのでと強く感じている。様々な課題に挑戦する際には、この“エンパシー”的視点を是非忘れずにして欲しいと願わざにはおれない。

注

- (1) 社会人学生や編入生以外は、ほとんどが1979～1991年生まれ。
- (2) 1989年11月20日、第44回国際連合総会で採択された、子どもの様々な権利

を保障する条約である。日本政府による正式な訳は、『児童の権利に関する条約』であるが、Child の訳をめぐって議論があり、『子どもの権利条約』の方が一般に使用されることが多い。2008 年 10 月現在、192 カ国が批准。日本も、1994 年に批准している。未批准国は、アメリカとソマリアの二国のみ。

- (3) UNICEF, 'Exploitation of working children and street children', Executive Board document E/I/CE/1986/CPR. 3, 14 March 1986, pp. 3-4
- (4) 中神の「子ども兵」をめぐる諸問題を通しての一考察『同朋福祉第 15 号』2008、p. 100 参照
- (5) ユニセフ『世界子ども白書 2007』p. 32
- (6) ILO による国別調査（1989 年）ユニセフ『世界子ども白書 1997』p. 30 参照
- (7) 谷 勝英『アジアの児童労働と貧困』
- (8) 筆者が国連児童基金の専門官としてジャマイカに赴任していた時、首都キングストンのあるスラムで、偶然に 3~4 歳の女の子がスラムの成人男性にレイプされている現場に出くわした。衝撃的だったのは、その現場を、スラムの住人たちが取り囲んで、見学していたことである。怒りと驚きで混乱していた私に、現地のユニセフ職員が、「処女とのセックスが、エイズを治すと信じているからで、日常茶飯事の出来事……女の子たちも、誰でもいつかは経験することだとあきらめている……」と教えてくれたことを思い出す。1980 年代初期の頃の話だ。
- (9) 物乞いで、外国人に近づいてくる子どもの中には、腕や足の無い子が目立った。親が、より同情を得やすいようにと、幼い頃に故意に切り落とすのだと、現地のユニセフ職員らに説明された時には、言葉を失ったものだ。（1988~1992、バングラデシュに赴任中の経験）
- (10) CHILD LABOUR Targeting the intolerable (International Labour Office 1996) p. 7
- (11) 日本語訳は、『児童労働のない世界：手のとどく目標』。2006 年 6 月 5 日にされたもので、データは 2004 年の推計である。
- (12) 谷 ibid., p. 139
- (13) 正式には、『最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃に関する条約』164 カ国批准（2006 年 5 月現在）
- (14) 私のもちこまは、「子どもたちの現実と課題～ユニセフ活動を踏まえ世界に視野を広げて考える～」というタイトル。
- (15) イギリス警察のジム・ギャンブル氏のリオ会議での発言。（「国際子ども権利センター」代表理事 甲斐田万智子氏によるレポート 2008 年 11 月 27 日 を参照）

参考文献

- ILO フィリピン・プロジェクトチーム編 日本労働組合総連合会誌『フィリピンの児童労働と観光産業』(明石書店、2001)
- 荒牧重人 編『アジアの子どもと日本』子どもの人権双書8 (明石書店、2001)
- アルスブルック他 甲斐田万智子訳『未来を奪われた子どもたち』(明石書店、1990)
- 石 弘之『子どもたちのアフリカ』(岩波書店、2007)
- いのうえせつこ『多発する少女買春：子どもを買う男たち』(新評論、2001)
- オグレディ、ロン エクパット・ジャパン監修 京都YWCA アブト訳『アジアの子どもと買春』(明石書店、1993)
- 中神洋子「国際社会福祉の概念と問題」足立 敏編『新・社会福祉原論』(みらい、2005) 10章 pp. 195-200
- 中神洋子「「子ども兵」をめぐる諸問題を通しての一考察～子どもたちに未来はあるのか』『同朋福祉 第15号(通巻37号)』(同朋大学社会福祉学部、2008)
- 谷 勝英『アジアの児童労働と貧困』(ミネルヴァ書房、2000)
- ディメンスタイン、ジルベルト 神崎牧子訳『風みたいな、ぼくの生命：ブラジルのストリート・チルドレン』(現代企画室、1992)
- 長谷川まり子『少女売買』(光文社、2007)
- 初岡昌一郎 編『児童労働：廃絶にとりくむ国際社会』(日本評論社、1997)
- 広河隆一 編『DAYS JAPAN』2月号 Vol. 1 No. 11 (デイズ・ジャパン、2005)
- 広河隆一 編『DAYS JAPAN』10月号 Vol. 2 No. 10 (デイズ・ジャパン、2005)
- 広河隆一 編『DAYS JAPAN』2月号 Vol. 6 No. 2 (デイズ・ジャパン、2009)
- ブリセ、クレール 堀田一陽訳『子どもを貪り食う世界』(社会評論社、1998)
- ボネ、ミシェル 堀田一陽訳『働く子どもへのまなざし』(社会評論社、2000)
- ILO *CHILD LABOUR Targeting the intolerable* (ILO, 1996) p. 7
- ILO *The End of Child Labour: Within Reach* (ILO, 2006)
- UNICEF *'Exploitation of working children and street children'*
(Executive Board document E/ICEF/1986/CPR.3, 14 March 1986)
- UNICEF *The State of the World's Children 1997* (UNICEF, 1997)
- UNICEF *Who are the Street Children* (UNICEF, 1990)
- Wright, Peter Lee 'Child Slaves' (Earthscan Publications, London, 1990)

※ 同朋福祉編集委員会規定により「研究論文」としての査読済み

(本学教授・国際社会福祉論)